

藤枝市と静岡産業大学との 包括連携に関する協定書

藤枝市（以下「甲」という。）と静岡産業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (2) シティ・プロモーションに関すること。
- (3) 共同で実施する事業に関すること。
- (4) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成26年5月29日

（甲）藤枝市

（乙）静岡産業大学

市長

北村正平

学長

三枝幸文